

9 少子化対策の充実・強化について

国立社会保障・人口問題研究所実施の第15回出生動向基本調査（2015年）によると、夫婦が理想とする子どもの数2.32人に対し、実際の子どもの数は1.94人と理想の数を下回っており、その理由としては「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」とした夫婦が56.3%と最も多くなっている。

次世代を担う子ども達が健やかに生まれ育つことができるよう、出産・育児の不安の解消や子育て世代の経済的負担の軽減など、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援施策等の更なる充実・強化が喫緊の課題となっている。

国においては、国民健康保険の国庫負担減額調整措置について「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、見直しを含め検討し、年末までに結論を得ることとしており、幼児教育（保育）無償化については、段階的に取り組む中で本年度には、年収約360万円未満相当世帯の多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子は半額、第3子以降は無償化を実施するなど、子ども・子育て支援策の充実・強化を図っている。

このような状況において、地方では更に、子ども、ひとり親家庭や重度心身障害児（者）の医療費助成や窓口無料化（現物給付方式）の実施、国制度への上乗せ補助等保育料の軽減措置など、必要な支援策を講じてきているが、大きな財政負担が生じており、このような地方の積極的な取り組みに対しては、国の支援が不可欠である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 産後支援の強化として行う妊娠・出産包括支援事業において、都道府県と市町村が広域的に連携して宿泊型等の産後ケア事業を行う場合等において、事業実施主体を都道府県にも拡大すること。

- 2 子ども、ひとり親家庭や重度心身障害児（者）への現物給付方式による医療費助成に伴う国民健康保険の国庫負担減額調整措置を早急に廃止するとともに、国の責任においてこれらの医療に関する全国一律の制度を創設すること。
- 3 段階的な幼児教育・保育の無償化の実現に向け、第2子以降の保育料の無料化や多子世帯に対する所得要件の緩和等、保育料軽減措置の拡充を図ること。